

ひとり親家庭の生活を支えるため 児童扶養手当を支給します



対象 次の支給要件(①～⑨)のいずれかに該当する18歳未満(18歳到達後、最初の3月31日までの間を含む)の児童を養育するひとり親家庭の親など
※支給要件に該当しても、申請者や同居親族などの所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません

- 支給要件**
- ①父母が婚姻を解消している
 - ②父または母が死亡した
 - ③父または母に重度障害がある
 - ④父または母の生死が不明
 - ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている
 - ⑥父または母が保護命令を受けている
 - ⑦父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている
 - ⑧未婚の子
 - ⑨出生当時の状況が不明である(孤児など)

〈次の場合は該当しません〉

▷申請者と児童の住所が国内にない



- ▷児童が施設などに入所している
- ▷申請者と前配偶者などの生計が同一である
- ▷児童が里親に委託されている

申請方法 対象者の事情により必要な書類が異なります。こども支援課または行政センターへ相談してください

■現況届を忘れずに提出してください

児童扶養手当の受給資格がある人は、毎年8月に「現況届」を提出しなければなりません。

対象者へ7月下旬に案内通知を送付しましたので、8月29日(金)までに忘れずに提出してください。この届出の提出がない場合は、11月分からの手当が受けられなくなります。

また、期限の後に提出された場合は、現況届の結果を適用する翌年1月期の定期支給が遅れることがありますので、注意してください。

詳しくは、☎こども支援課(☎22415)または各行政センターへ。

重度障害児を養育する人に 特別児童扶養手当を支給します



対象 身体または精神に障害のある(国民年金法の1級または2級に相当)20歳未満の児童を養育している父母など
※父母などの所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません

手当月額

▷1級＝5万6,800円

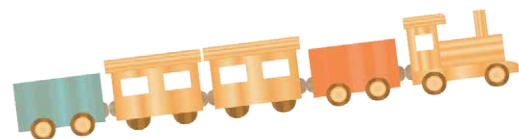
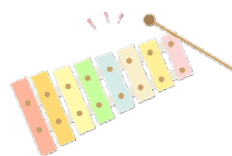
▷2級＝3万7,830円

〈次の場合は該当しません〉

▷申請者と児童の住所が国内にない

▷児童が福祉施設などに入所している

▷児童が公的年金を受給できる



■所得状況届を忘れずに提出してください

特別児童扶養手当の受給資格がある人は、毎年8月12日から9月11日までに「所得状況届」を提出しなければなりません。

対象者へ8月上旬に案内通知を送付しますので、期限までに忘れずに提出してください。

詳しくは、☎こども支援課(☎22415)または各行政センターへ。



性教育アドバイザーから性と健康に関する基本的な考え方や、幼少期から性教育を始める意義などを学びます。

とき 9月9日(火)午前10時～11時30分

ところ 子育て支援総合センター
講師 藤野彩子さん(彩ーirodoriー保健室)

対象者 未就学児の子を持つ保護者など

※無料で託児サービス(対象は0～

3歳)を利用できます

定員 20人程度(託児は7人)

※定員を超えた場合は市内在住の人を優先し抽選

※参加および託児の可否は、申込者全員にメールでお知らせします

参加料 無料

申込方法 市ホームページの応募フォームから申し込んでください

申込期限 8月22日(金)

問合せ先 ☎こども政策課(☎221880)

第2回子育て支援講座の参加者募集 「親子で話そう!3歳から始める性教育」



とき・ところ 9月～10月の計18日(平日午前中)・市内中学校または宮田商会武道館渋谷(市武道館)

※詳しくは、市ホームページ(右下の2次元コード)に掲載しています

交流時間 50分(予定)

内容 出産や子育ての話をしたり、中学生と赤ちゃんが触れ合ったりする体験に協力してもらいます

対象 市内在住の3歳までの子どもとその保護者

※2人以上の子どもを連れて参加することもできます

定員 30組(抽選)

申込方法 直接しぶかわファミリー・サポート・センターへ

申込期限 8月15日(金)

その他 1回につき2,500円を支給(謝礼・交通費)

問合せ先 しぶかわファミリー・サポート・センター(☎225200)または☎こども政策課(☎221880)

乳幼児と中学生のふれあい交流事業 3歳までの子どもと保護者を募集中です



渋川市子ども・子育て会議の委員募集 市の子育て施策などを審議してください



市が行う子ども・子育て支援をニーズに即した運用とするため、子育て施策についての審議やこども計画の進捗管理を行う「子ども・子育て会議」を設置しています。市民の皆さんの意見を反映し、より良い子育て施策を推進するため、公募で委員を募集します。

応募資格 平日の会議に出席できる市内在住の18歳以上の人で、会議の場を政治活動・布教活動に利用しない人

募集人数 2人以内

任期 10月1日から2年間

応募方法 応募用紙と作文をメール(syoushikataisaku@city.shibukawa.gunma.jp)または直接こども政策

課へ提出

▷応募用紙＝こども政策課または市ホームページ(ID=12428)にあり

▷作文＝「渋川市の子育て環境について私が思うこと」を400字程度

※応募書類は返却しません

応募期限 8月29日(金)

その他 ①会議出席者に報酬を支払います

②委員の氏名を公表します

③過去の会議内容は市ホームページ(ID=882)で確認できます

問合せ先 ☎こども政策課(☎221880)